

平成 2 7 年 4 月 1 日
電力広域的運営推進機関

変更賦課金の単価の設定について

変更賦課金の単価を下記のとおり定める。

記

1 変更賦課金の単価

「計画変更賦課金」及び「通告変更賦課金」の単価は、1 キロワット時につき 1 銭とする。

2 適用期日

平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

以 上